明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○平成二十六年十一月二十一日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令（**総務・外務**一）　一
○物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令（**財務**八八）　二

〔規　則〕
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十条第三項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則の一部を改正する規則（**公正取引委**三）　二

〔告　示〕
○最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件及び金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件（**金融庁**六四）　二
○在外公館等における在外投票を行わない在外公館の長を定める件（**総務**四〇七）　二
○在外公館等における在外投票を行うことができる期間に関する期日を定める件（**同**四〇八）　二
○除籍の一部が滅失した件（**法務**五一三）　二
○電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を告示する件（**同**五一四）　二
○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**国土交通**一一〇〇、一一〇一）　二
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件（**同**一一〇二）　二
○道路に関する件（**関東地方整備局**三八七、三八八）　二
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（**近畿地方整備局**二〇四）　二

〔人事異動〕
内閣　六
〔叙位・叙勲〕　六
〔皇室事項〕　七
〔官庁報告〕
労　働　七
最低賃金の改正決定に関する公示（福島労働局最低賃金公示五、六、群馬同二～五、石川同二～六、滋賀同二～七、奈良同二～四、島根同五）　八
国家試験
平成二十六年度弁理士試験合格者（工業所有権審議会）　八

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、犯罪被害財産支給手続開始決定、社会保険労務士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　八
地方公共団体
教育職員免許状失効、教育職員免許状取上げ処分関係　九
会社その他　九

省　令

○総務省令第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項の規定に基づき、平成二十六年十一月二十一日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十七日

総務大臣　山本　早苗
外務大臣　岸田　文雄

平成二十六年十一月二十一日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る在外公館等における在外投票の時間の特例を定める省令

平成二十六年十一月二十一日の衆議院の解散による衆議院議員の総選挙に係る公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十二条第四項に規定する公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十九条の二第一項第一号の規定による投票をしなければならない時間は、別表のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

別表

在外公館等投票記載場所	投票をしなければならない時間を別に定める日
在インドネシア日本国大使の管理する投票を記載する場所	投票をしなければならない時間
投票期日前六日	午前九時三十分から午後一時までの間

○財務省令第八十八号

国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第二条ノ二の規定に基づき、物価連動国債の取扱いに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十七日

財務大臣　麻生　太郎